

【新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付事業】

**和歌山県新型コロナウイルス感染症
医療提供体制設備整備事業補助金
(外来対応医療機関設備整備事業)**

令和5年度募集要領

〔事前協議書・受付期間〕

令和5年6月29日(木)～令和5年7月21日(金)

〔提出先・提出方法〕

①郵送：〒640-8585 (住所の記載は不要です。)

②データ：e0412003@pref.wakayama.lg.jp

いずれも「健康推進課 感染症対策班」あて提出

* 交付要綱をよくご確認のうえ、申請してください。

* 郵送の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

* データは、要綱で様式を定めている資料のみ提出してください。その際、
様式類はPDF化せず元のファイル形式のまま送信してください。

〔お問い合わせ先〕

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課 感染症対策班

TEL：073-441-2657 (平日 9:00～17:45)

FAX：073-428-2325

MAIL：e0412003@pref.wakayama.lg.jp

**令和5年6月
和歌山県**

目 次

I	目的	1
II	補助対象事業	1
III	補助事業の内容	1
1	補助の対象者	1
2	補助対象経費	1
3	補助事業期間	1
4	補助金の額	2
5	留意事項	3
III	交付申請手続き	3
1	事前協議書の提出	3
2	交付申請書（県実績報告書）の提出	4
IV	その他	5
V	参考資料	6

I 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、発熱患者等の診療に対応する医療機関を確保することにより、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止するための設備等整備を支援する。

II 補助対象事業

和歌山県新型コロナウイルス感染症医療提供体制設備整備事業

・ 外来対応医療機関設備整備事業

(旧帰国者・接触者外来等設備整備事業)

III 補助事業の内容

1 補助の対象者

令和5年9月30日までに新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）を診療するとともに、G-MISにより当該診療実績報告を行う、外来対応医療機関（旧診療・検査医療機関）

2 補助対象経費

設備整備等事業

- ① HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）
- ② HEPA フィルター付きパーテーション
- ③ 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)
- ④ 簡易ベッド
- ⑤ 簡易診療室及び付帯する備品

* 当事業の対象については、**新型コロナウイルス感染症患者（疑いを含む）を診察するために要するもの**に限ります。

3 補助事業期間

令和5年5月8日（月）～令和5年9月30日（土）

* 上記期間内に履行完了（納品や業務の完了）しているものが補助対象になります。

* 緊急的、一時的に使用する設備等が対象であり、本事業の趣旨に鑑み、遅くとも**概ね令和5年8月末日を目途に早期に納品し**、患者の診療体制を確保してください。

* 上記期間の終了間際に大量の納品があった場合は、補助対象とする範囲を限定する可能性がございますので、あらかじめご了承ください。

4 補助金の額

補助対象経費を合計した金額の 10/10

* 個別の物品についても以下のとおり上限額があります。

- ・ HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）
1 施設当たり 905,000 円
- ・ HEPA フィルター付パーテーション
1 台当たり 205,000 円
- ・ 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）
1 人当たり 3,600 円
- ・ 簡易ベッド 1 台当たり 51,400 円
- ・ 簡易診療室及び付帯する備品 実費相当額

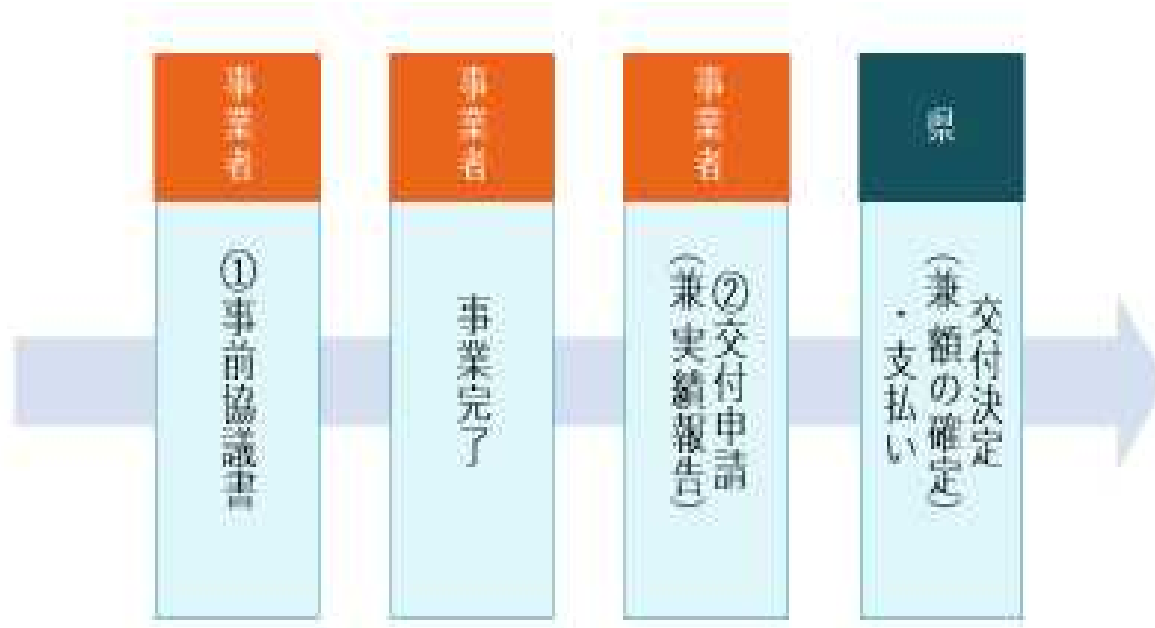
※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

5 留意事項

- 補助事業期間内に必ず新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）の診療を行い、G-MIS 上に実績の入力を行ってください。実績が確認できなかった場合、当該補助金の交付対象外になります。
- 本事業は予算の範囲内での執行となるため、必ずしも満額を交付するものではありません。
- 基本的に消耗品の募集を行います。消耗品以外の備品（HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）、HEPA フィルター付きパーテーション、簡易ベッド等）を申請される場合は、事前に県にご相談ください。
- 備蓄は対象外です。令和5年9月末までに新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）の対応のために使用すると見込まれる数量を申請してください。
- リース等により使用している備品についても、令和5年9月分までが対象です。なお、備品等の撤去費についても令和5年9月30日までが対象となります。
- 個人防護具の整備にあたっては、適切に管理してください。
- 他の補助金の対象経費として補助を受けていないものが本事業の対象です。

III 交付申請手続き

今回の募集からは、原則、下記フロー図のとおり手続きをしていただきます。



補助金交付までの手続きとして

- ① 事前協議書の提出
 - ② 交付申請書（兼実績報告書）の提出
- を行っていただきます。

1 事前協議書の提出

① 事前協議書受付期間

令和5年6月29日（木）～令和5年7月21日（金）

*1医療機関あたりにつき、1回限りの提出となります。

*事前協議書に記載された交付申請予定額が、補助金交付額の上限となりますのでご注意ください。

*やむを得ず概算払をご希望の医療機関については、個別に県にご相談ください。

② 提出書類

- ・誓約書
- ・事前協議書
- ・理由書（※備品を整備する場合）

③ 提出方法

メール又は郵送による提出

*原則、メールで提出をしてください。メールでの提出が困難な場合のみ、郵送で提出

してください。

* 郵送の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

* データは、元のファイル形式のまま提出してください。

④ 提出先

原則：データ e0412003@pref.wakayama.lg.jp

【やむを得ない場合：郵送 〒640-8585 （住所の記載は不要です。）】

* いずれも「健康推進課 感染症対策班」あて提出してください。

2 交付申請書（兼実績報告書）の提出

① 交付申請書（兼実績報告書）提出期限

令和5年12月28日（木）までに交付申請（兼実績報告）を行ってください。提出書類は次のとおりです。

※提出期限に関係なく、書類の準備が完了次第提出をお願いいたします。

① 交付申請書（様式第2号）

② 経費所要額精算書（別紙（2））

③ 基準額算出内訳及び対象経費実支出額内訳（別添（2））

④ 歳入歳出決算（見込）書の抄本

⑤ 契約書等支出証拠書類

⑥ 検収調書の写し

⑦ 法人の場合、役員名簿

⑧ 情報シート（別紙）

⑨ 価格が50万円以上（地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具その他の財産を購入またはリース等により使用した場合、納品後の写真

⑩ その他知事が必要と認める書類

* 上記の他、追加で書類の提出を求める場合があります。

* 契約書等支出証拠書類とは、日付・支出先・申請者名・支払い内容・金額が全て明記されたもの（領収書や振込明細書等。写し可）です。提出する際は、書類ごとに整理番号を付すとともに、補助対象経費に対応する箇所について、突合確認したうえで提出してください。

* 支出根拠や納品日、その他事業完了が確認できない経費は、補助金の対象外となります。

※やむを得ず概算払により事業を行う場合は、事前に県にご相談のうえ、下記の書類を提出し、交付決定を受けてください。

① 交付申請書（様式第2号）

② 経費所要額調（別紙（1））

③ 基準額算出内訳及び対象経費支出予定額内訳（別添（1））

- ④ 歳入歳出予算（見込）書の抄本
 - ⑤ 法人の場合、役員名簿
 - ⑥ 価格が 50 万円以上（地方公共団体以外の者の場合は 30 万円以上）の機械及び器具その他の財産を購入またはリース等により使用する場合、見積書、カタログ及び設置場所を示す平面図等
 - ⑦ その他知事が必要と認める書類
- *上記の他、追加で書類の提出を求める場合があります。

② 申請方法

メール及び郵送による提出

③ 申請先

データ：e0412003@pref.wakayama.lg.jp

郵 送：〒640-8585 （住所の記載は不要です。）

*いずれも「健康推進課 感染症対策班」あて提出してください。

④ 交付決定及び補助金支払い

申請書類を審査の上、県から事業者あてに交付決定通知及び補助金の支払いを行います。

*今回より、請求書の提出は必要ありません。

*提出書類の内容について、電話等で問い合わせる場合があります。

*やむを得ず概算払した場合で、その後の実績報告による額の確定後に支払済額との差が生じた際は、次のいずれかの方法で精算を行います。

・「支払済額 > 必要額」となった場合

→必要額を確定額とし、差額を県あて返納していただきます。

・「支払済額 < 必要額」となった場合

→支払済額を確定額とし、不足額は申請者の自己負担となります。

⑤ 事業内容の変更、中止について

事情により、事業内容の変更、中止がある場合は、個別に県にご相談ください。

IV その他

- 本事業の収支に関する帳簿、領収書等の関係書類は、整理の上、事業終了後 5 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）保管してください。
- 本事業により取得した機械及び器具その他の財産について、知事の承認を受けないで交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃止してはなりません。

お問い合わせ先

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課 感染症対策班

T E L : 073-441-2657 (平日 9:00~17:45)

F A X : 073-428-2325

MAIL : e0412003@pref.wakayama.lg.jp

V 参考資料

費目ごとの対象経費の例示

費目名	具体例
需用費 (消耗品費)	マスクやフェイスシールド等の購入
使用料及び賃借料	簡易ベッド等リース料
備品購入費	HEPA フィルター付き空気清浄機等の購入費

* 消毒経費は「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」(平成 30 年 12 月 27 日日健感発 1227 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) に準じた消毒が補助対象となります。